

令和6年度「緑化活動啓発作品」コンクール 要領

(ポスター原画・標語)

公益社団法人 北海道森と緑の会

1 趣旨

北海道内の小学校、中学校、高等学校（以下「学校」という）の児童・生徒を対象にして、森林や緑に関するポスター原画、標語を募集し顕彰することで、ふるさとの森林や緑の大切さ、緑化活動への参加などを広く啓発することを目的とする。

2 主催

公益社団法人 北海道森と緑の会（以下「森と緑の会」という）

3 後援

北海道水産林務部長 （承認 令和6年2月20日付 森活第1005号）

北海道教育委員会教育長 （承認 令和6年2月20日付 教健体第1114号）

4 協力

北海道森林組合連合会

5 募集する作品

(1) ポスター原画

- ① 図柄は自由とするが、緑化活動の啓発を表現したもので、植樹、森林や樹木の保護・保育など、緑の環境づくりにつながるものとする。
- ② 画材は、クレヨン、パステル、アクリル、水彩絵の具とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等はいないこと。なお、貼り絵の場合は、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の1/2以上）を添付すること。
- ③ 用紙は、画用紙（ケント紙を含む）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51cm、横36cm）とする。ただし、特別の理由があれば四つ切り（縦54.5cm、横39.4cm）も可とする。
- ④ 絵は縦画（たて長）とし、文字は入れないこと。
- ⑤ 作品は、創作に限る。他者の作品や写真を模倣したものは応募できない。応募後にその事実が明らかになった場合は、応募及び入選を取り消す場合がある。

- ⑥ 応募作品は、一人1点とする。
- ⑦ 作品の裏面に、画題、氏名、ふりがな、学校名、学年を明記する。また、制作の意図を簡潔に記載すること。

なお、別記様式3の「ポスター原画応募票」に記入して作品裏面に貼付してもよいが、万一剥がれた場合に備え、画題、氏名、学校名は作品裏面に鉛筆等で直接記載しておくこと。

(2) 標語

- ① 形式、字数は問わないが、語感の優れたもので、前記(1)ポスターの主題として相応しいもの。
- ② 作品は、創作に限る。他者の作品を模倣したものは応募できない。応募後にその事実が明らかになった場合は、応募及び入選を取り消す場合がある。
- ③ 応募作品は、一人1点とする。
- ③ 作品は、学校で別記様式1に取りまとめ、氏名、ふりがな、学年を明記する。

6 作品の応募

- (1) 作品の応募期間は、令和6年5月1日(水)から8月31日(土)とする。
- (2) 作品は学校で取りまとめ、別記様式1を添付し、令和6年9月10日(火)までに、学校所在地の総合振興局・振興局 産業振興部 林務課(別表「応募作品の提出先」、以下「振興局」という)に提出する。

なお、学校で取りまとめを行わず、個人で応募を希望する場合は、振興局又は森と緑の会(TEL:011-261-9022)にお問い合わせください。

7 振興局の対応(受付、審査、推薦)

- (1) 振興局は審査会を設け、学校から提出のあったポスター原画、標語ごとに優秀な作品各5点程度を選定する。

ただし、ポスター原画は、小学生、中学生、高校生ごとに各5点程度選定する。

- (2) 審査選定した作品は、別記様式2及び各校から提出された別記様式1(写)を添付し、令和6年9月末日までに森と緑の会に提出する。

8 森と緑の会の対応(審査、各賞授与、公表)

- (1) 森と緑の会は、審査会を設け、応募作品を審査し入選作品を決定する。
- (2) 入選者に、次のとおり賞状及び記念品を贈呈し表彰する。
- (3) 応募者全員に記念品を贈呈する。

① ポスター原画

審査は、小学校・中学校・高等学校の3区分とし、区分毎に最優秀賞1点、優秀賞3点、奨励賞3点を選定する。ただし、区分毎の応募作品数が少ない場合（概ね20点未満）は、最優秀賞・優秀賞・奨励賞を各1点の選定とする。

ア 最優秀賞 3点 賞状及び記念品

イ 優秀賞 9点 賞状及び記念品

ウ 奨励賞 9点 賞状及び記念品

最優秀賞の中から「北海道知事賞」、「北海道教育委員会教育長賞」各1点を選定し、選定した作品は、令和7年度「緑の募金」運動のポスター、チラシに採用する。

また、「北海道森林組合連合会会長賞」1点を選定する。

入選作品は、森と緑の会が作成するカレンダー、広報誌その他広報媒体に使用することがある。

② 標語

標語は、小学生・中学生・高校生の区分をせずに選定する。

ア 最優秀賞 1点 賞状及び記念品

イ 優秀賞 2点 賞状及び記念品

ウ 奨励賞 7点 賞状及び記念品

最優秀賞の作品は「北海道知事賞」とし、令和7年度「緑の募金」運動の「標語」に採用する。

入選作品は、森と緑の会が作成するカレンダー、広報誌その他広報媒体に使用することがある。

(4) 審査結果

審査結果は、令和6年11月8日（金）までに、北海道を通じて公表するとともに、当会ホームページに掲載する。

(5) その他

① 応募作品は返還しない。

② 入選作品の著作権は、すべて「森と緑の会」に帰属する。

③ ポスター原画及び標語の上位入選作品（「北海道知事賞」及び「北海道教育委員会教育長賞」を除く。）は、公益社団法人国土緑化推進機構が主催する令和7年用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール及び標語コンクールに推薦する。

別表 応募作品の提出先

振興局		〒	住 所	電話番号	備 考
空 知	空知総合振興局 産業振興部林務課	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0070	
石 狩	石狩振興局 産業振興部林務課	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-797-0394	
後 志	後志総合振興局 産業振興部林務課	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎	0136-22-1153	
胆 振	胆振総合振興局 産業振興部林務課	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9802	
日 高	日高振興局 産業振興部林務課	057-8558	浦河町栄丘東通 56 号	0146-22-2452	
渡 島	渡島総合振興局 産業振興部林務課	041-8558	函館市美原町 4 丁目 6-16 渡島合同庁舎	0138-83-7284	
檜 山	檜山振興局 産業振興部林務課	043-8558	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6543	
上 川	上川総合振興局 産業振興部林務課	079-8610	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1 上川合同庁舎	0166-46-5999	
留 萌	留萌振興局 産業振興部林務課	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8381	
宗 谷	宗谷総合振興局 産業振興部林務課	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2602	
オ ホ ー ツ ク	オホーツク総合振興局 産業振興部林務課	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0721	
十 勝	十勝総合振興局 産業振興部林務課	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	0155-66-4383	
釧 路	釧路総合振興局 産業振興部林務課	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9208	
根 室	根室振興局 産業振興部林務課	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28	0153-23-6962	